国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和6(2024)年度) 様式

作成日 2024/10/28 最終更新日 2024/10/28

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	令和6年10月1日
国立大学法人名		国立大学法人岡山大学
法人の長の氏名		那須 保友
問い合わせ先		国立大学法人岡山大学総務・企画部総務課(086-251-7007、
同い ログセ元		aax7007@adm.okayama-u.ac.jp)
URL		https://www.okayama-u.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議	会及び監事等	の確認状況】
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	本法人における適合状況報告書(案)を作成した後、令和6年9月25日 (水)開催の経営協議会において、適合状況等について説明を行い、10月8日(火)を期限として意見照会を行った。 意見照会の結果、特に意見はなかった。
監事による確認	更新あり	監事(2名)に、ご陪席いただいている令和6年9月25日(水)開催の経営協議会における適合状況に係る説明をお聞きいただいた上で、9月27日(金)付け文書により、意見照会を行った。 意見照会の結果、監事(2名)のいずれからも、意見なしとの回答を得た。
その他の方法による確認		記載事項なし。

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- □ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原		当法人は、各原則をすべて実施しています。
則の実施状況		
ガバナンス・コードの各原		記載事項なし。
則を実施しない理由又は今		
後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・	コードの各原則	に基づく公表内容】
記載事項	更新の有無	記載欄
原則1-1 ビジョン、目標及び戦略を 実現するための道筋		岡山大学は、「高度な知の創成と的確な知の継承」を理念に、「人類社会の持続的進化のための新たなパラダイム構築」という目的(ミッション)の下、令和4年度から始まった第4期中期目標期間に合わせて、令和元年度に掲げた「岡山大学長期ビジョン2030」と「岡山大学ビジョン2.0」をさらにバージョンアップした「岡山大学長期ビジョン2050」と「岡山大学ビジョン3.0-ありたい未来を共に育み、共に創る研究大学-」を、多様な関係者の意見を踏まえて策定した。
		岡山大学の第4期中期目標期間におけるビジョンと戦略
		同山大学の理念「高度な知の創成と的確な知の原承」 岡山大学の目的「人類社会の持続的進化のための新たなパラダイム構築」 長期ビジョン2050 (~2050): 地域と地球の未来を共創し、世界の革新に寄与する研究大学
		阿山大学ビジョン3.0(2022~2027): ありたい未来を共に育み共に創る研究大学 SDGs大学経営: SDGsへの貢献を大学経営の中板に置き、教育研究・産学共創を一体的に改革して新たな事室モデルを展開 グローバル・エンゲーシメント販売 国際程度等多様なステークホルターと協働し、グローバル・エンゲーシメントの強化 岡山大学DX推進プラン: デジタルトランスフォーメーション (DX) for SDGs
		教 育 「主体的に変容し続ける先駆者」の胃虚 ・大学経営・一次の場合では、
		・リカレント教育の元実 集約化と強化 ・大手利用経営の発生化、結束の多性化、 自律的な法人経営 ERM・統会リスケスネラット(Enterprise Risk Management) 起産全体で、リスケスネラットを効果的・効果的に基礎。施格的改善を図るための仕組みや体制、能力
		この「岡山大学ビジョン3.0」及びそれに基づく「戦略」を実現する道筋は、「岡山大学第4期中期目標・中期計画」に具体的に掲げている。 【岡山大学の理念・目的・目標】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/rinen_j.html 【岡山大学ビジョン3.0、岡山大学長期ビジョン2050】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/ou-vision.html 【中期目標・中期計画】 https://www.okayama-u.ac.jp/user/tqac/houjin/ 【目標・戦略・その道筋:統合報告書】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/annual.html
補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検 証結果及びそれを基に改善 に反映させた結果等		中期計画の進捗状況については、評価センターで検証を行った上で、大学経営戦略会議で審議し、教育研究評議会、経営協議会、役員会に報告を行っている。また、検証結果及び検証を通じて明らかになった課題について、「岡山大学内部質保証規則」及び「岡山大学部局自己評価実施規程」に基づき公表することとしている。中期計画の進捗状況と検証結果については、評価センターのウェブサイトにて公表している。国立大学法人評価については、業務実績報告書及び評価結果を大学ウェブサイト及び評価センターのウェブサイトを通じて、公表している。業務実績報告書は、本学の目標・戦略である中期目標・中期計画の進捗状況及び実施状況の検証結果に基づいて作成したものである。 【評価センター】 https://www.okayama-u.ac.jp/user/tqac/ 【法定開示情報】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/johokoukai_j.html
補充原則1-3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係 る各組織等の権限と責任の 体制		法令に基づき、「国立大学法人岡山大学管理学則」、「岡山大学学則」、「岡山大学大学院学則」を整備し、学校教育法(昭和22年法律第26号)第92条第3項に規定する職務を行うとともに、法人を代表し、その業務を総理する学長の下、意思決定機関として、大学の重要事項の決定権限を有する「役員会」(国立大学法人岡山大学役員会規則)、経営に関する権限を有する「経営協議会」(国立大学法人岡山大学経営協議会規則)、教学に関する権限を有する「教育研究評議会」(国立大学法人岡山大学教育研究評議会規則)を置き、執行体制として、理事、副理事、副学長を置き、「国立大学法人岡山大学役員規則」、「岡山大学総括副学長及び副学長に関する規則」及び「副理事に関する規程」によりその権限と責任を明確化している。

【国立大学法人ガバナンス・	コードの各原則	に基づく公表内容】
記載事項	更新の有無	記載欄
		【国立大学法人岡山大学管理学則】 https://www.okayama- u. ac. jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG00000001.html 【岡山大学学則】 https://www.okayama- u. ac. jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG00000002.html 【岡山大学大学院学則】 https://www.okayama- u. ac. jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG00000003.html 【国立大学法人岡山大学役員会規則】 https://www.okayama- u. ac. jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG00000006.html 【国立大学法人岡山大学経営協議会規則】 https://www.okayama- u. ac. jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG00000007.html 【国立大学法人岡山大学教育研究評議会規則】 https://www.okayama- u. ac. jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG00000008.html 【国立大学法人岡山大学令員規則】 https://www.okayama- u. ac. jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG00000005.html 【岡山大学総括副学長及び副学長に関する規則】 https://www.okayama- u. ac. jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG00000014.html 【国立大学法人岡山大学副理事に関する規程】 https://www.okayama- u. ac. jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG00000014.html 【国立大学法人岡山大学副理事に関する規程】 https://www.okayama- u. ac. jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG000000381.html
補充原則1-3⑥(2)教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		令和3年3月、ダイバーシティの確保等を含む総合的な人事方針である「国立大学法人岡山大学における人事基本方針」を策定・公表し、実施している。当該方針の下、教員については、「国立大学法人岡山大学教員の選考に関する規則」、「国立大学法人岡山大学教員の選考に関する規則」、「国立大学法人岡山大学教員の選考に展する規則」、「国立大学法人岡山大学教員の選考に係る基本方針」を定めており、事務職員で配置及び採用、昇任等の欠員補充に係る基本方針」を定めており、事務職員については、「岡山大学事務職員のミッション」のほか「岡山大学事務職員人事異動の基本方針」等を定めている。ダイバーシティ推進の観点からは、令和3年5月に策定した「岡山大学ダイバーシティをインクルージョンポリシー」の下、「国立大学法人岡山大学、世代育成支援対策行動計画及び女性活躍推進対策行動計画」を策定・公表するとともに、「岡山大学におけるダイバーシティ&インクルージョンの推進について」を公表している。 【国立大学法人岡山大学教員の選考に関する規則】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/rinen_j.html 【国立大学法人岡山大学教員の選考に係る審査基準及び審査方法に関する規程】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/mission.html 【岡山大学事務職員のミッション】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/mission.html 【岡山大学がイバーシティ&インクルージョンポリシー】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/rinen_j.html 【国立大学法人岡山大学、次世代育成支援対策行動計画及び女性活躍推進対策行動計画】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/rinen_j.html 【国立大学法人岡山大学、次世代育成支援対策行動計画及び女性活躍推進対策行動計画】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/rinen_j.html 【国立大学法人岡山大学、次世代育成支援対策行動計画及び女性活躍推進対策行動計画] https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/rinen_j.html

【国立大学法人ガバナンス・	コードの各原則	に基づく公表内容】
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則1-3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な		第4期中期目標期間における中期的な財務計画については、認可された中期計画にかかる必要経費の見積額として予算計画等を作成、開示している。 【業務に関する情報-中期計画別紙)】
支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含		https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/johokoukai_j.html
めた中期的な財務計画		
補充原則1-3⑥(4)及び補充原則4-1③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の 使用状況等)	更新あり	岡山大学の教育情報として、毎年度の入学者数、収容定員・学生数、卒業・修了者数、進学者数・就職者数、進学・就職等の状況をHPにて公表している。また、教育の成果としての学生の満足度を示すものとして、卒業予定者へ行ったアンケート集計結果をHPにて公表している。この他にも学部学生については、「教養力」「語学力」「専門力」の3基幹力、「異分野」「異社会」「異文化」の3側面における成績・経験をポイント化し、その数値が一定の基準を満たした者を「高度実践人」として認定し認定証を授与する制度を設けている。さらに高度実践人の中でも語学力が特に優れている者については、「高度実践人(グローバル)」としての認定を行っている。教育研究の費用及び成果等は、岡山大学統合報告書において公表している。また、研究成果については、随時、記者発表等も行っている。 【入学者受入方針/入学者数/収容定員・学生数/卒業・修了者数/進学者数・就職者数/進学・就職等の状況】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/sel.html 【卒業予定者アンケート】 https://www.ipec.okayama-u.ac.jp/work/sonota/survey/ 【高度実践人】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/student/gakumu-kodojissenjin.html 【統合報告書のデータセクションの「学生当教育経費」】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/annual.html 【記者発表情報】
		https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/press_info_r4.html 学内における見える化として、学部・研究科ごとの予算情報を当初予算の 決定通知時に共有し、可視化している。 毎年、財務諸表の公表の他、統合報告書において、財務情報と非財務情報 を組み合わせて、わかりやすく法人の活動状況等を公表している。 【統合報告書】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/annual.html 【財務諸表】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/zaimusyohyou.html
補充原則1-4② 法人経営を担いうる人材を 計画的に育成するための方 針	更新あり	「国立大学法人岡山大学における法人経営及び教学運営を担う人材の確保・育成方針」を策定、公表している。学長の意思決定をサポートする体制を強化するため、現役の部局長又は部局長経験者等に加え中堅クラスの人材から11名の副理事及び6名の副学長を配置している。法人経営を担い得る人材育成面では、大学改革を主導するリーダー人材を育成するため、文部科学省「イノベーション経営人材育成システム構築事業」の大学トップマネジメント研修や、国立大学協会が主催する、「ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ」等の次世代のリーダー人材育成のためのプログラムに継続して、理事、副理事・部局長の幹部級教職員を参加させている。 【国立大学法人岡山大学における法人経営及び教学運営を担う人材の確保・育成方針】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/rinen_j.html

【国立大学法人ガバナンス・	コードの各原則	に基づく公表内容】
記載事項	更新の有無	記載欄
記載事項 原則2-1-3 理事や副学長等の法人の長 を補佐するための人材の責 任・権限等	更新の有無	理事は、企画・評価・総務、教学、研究、医療、財務・施設、DX・GXの業務を所掌し、「役員規則」によりその権限・責任等を定めている。また、外部人材を非常勤の理事として登用し、役員会などを通じて専門性を踏まえた意明能におれている。さらに、令和5年度から「法人」と「大学」の線引きを明確にすることを主眼とした執行部体制の見直しを行った。それに伴い、管理学則において副理事の職責等を明記するとともに、副事は役員と一体となり全学的管理を担う職と整理し本学における管理職員として位置付けた。その他、大学(病院を除く)の校務に関する業務を行う副学長に加える業務を担当する場が多を担当するほか、関連する本学の校務を担当する副学長をが指名する業を上席副学長としている。として位置づけている。副学長(一部上席副学長としている。別の権限・学長としている。別のを接て関しては、「岡山大学総括副学長及び副学長に関する規則」及び学長としている。カル・エンゲージメント、グローバル・エンゲージメント、グローバル・エンゲージメント、グローバル・エンゲージメント、グローバル・エンゲージメント、グローバル・エンゲージメント、グローバル・エンゲージメント、グローバル・エンゲージメント、グローバル・エンゲージメント、グローバル・エンゲージメント、グローバル・エンゲージメント、グローバル・エンゲージメント、グローバル・エンゲージメント、グローバル・エンゲージメント、グローバル・エンゲージメント、グローバル・エンゲージメント、グローバル・エンゲージメント、グローバル・エンゲージメント、グローバル・エンゲージメント、グローバル・エンゲージメント、大学に関ける規則で基づき、学長が自身のだりにでいる。(原則1 ては、学界がらも候補者を選出可能としており、本学要するとの規定を含む「部局長の任命等に関する規則」に基づき、学長が選考・任命した補佐人材の権限・育成方針」を策定に関する規則】 https://www.okayama-u、ac.jp/shokisoku/reiki_nobun/u352RG00000014.html 【国立大学統片画)学長及び副学長に関する規則】 https://www.okayama-u、ac.jp/shokisoku/reiki_nobun/u352RG00000014.html 【国立大学統計の体験な知知事に関する規則】 https://www.okayama-u、ac.jp/shokisoku/reiki_nobun/u352RG00000013.html 【国立大学法人岡山大学における法人経営及び教学運営を担う人材の確保・育成方針】 https://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_nobun/u352RG00000023.html
補充原則2-2-1① 【運営方針会議を設置する 法人のみ該当】 運営方針委員の選任等にあ たっての考え方や選任理由	更新あり	当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、原則2-2-1~原則2-2-3 (運営方針会議に関する原則) は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない。
原則2-3-1役員会の議事録		役員会は、中期目標についての意見、法人法により文部科学大臣の許可又は承認を受けなければならない事項、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項、法人が設置する国立大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項、その他役員会が定める重要事項について、学長の意思決定に先立ち議決を行う。原則として毎月1回定例で開催されている。その審議事項については、あらかじめ、教育研究評議会、経営協議会のほか、週1回開催の理事・副学長・副理事等が参加する大学経営戦略会議においても十分説明し、学内外の意見を聞く機会を設けることとし、役員会の審議の充実を図り、もって学長の意思決定を支えている。なお、すべての会議には、監事も陪席することとしている。なお、役員会の議事要旨は、本学ホームページにて公表している。

【国立大学法人ガバナンス・	コードの各原則	に基づく公表内容】
記載事項	更新の有無	記載欄
原則2-4-2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況	文利の行流	令和4年度から、「岡山大学ダイバーシティ&インクルージョンポリシー」の下、策定・公表した「国立大学法人岡山大学次世代育成支援対策行動計画及び女性活躍推進対策行動計画」及び「ダイバーシティをインクルージョンの推進について」に基づき、ダイバーシティを推進している。理事2名(うち、非常勤1名)、非常勤監事1名、部局長2名を女性から登用し、また、部局長1名を外国籍の者から登用している。外部人材の登用については、現在、理事として、「地域共創」担当に副知事経験者を、「ウェルビーイング経営」担当に企業経営者を登用しているほか、海外経験者を副学長に、今後の新学習指導要領学習者に対応した入試・教育体制の改革を進めるため、高等教育に関する専門家を学外から入試・教育改革担当副学長として登用している。さらに、高度専門職として位置付けるアドミニストレーター職(URA:リサーチ・アドミニストレーター(研究)、UGA:グローバル・アドミニストレーター(国際)、UAA:ユニバシティ・アドミッション・アドミニストレーター(入試))のほか、ファンドレイザー等の専門的知識及び経験を有する人材を外部登用し、学長の補佐を行っている。 【岡山大学ダイバーシティ&インクルージョンポリシー】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/rinen_j.html 【国立大学法人岡山大学における法人経営及び教学運営を担う人材の確保・育成方針】 ttps://www.okayama-u.ac.jp/up_load_files/freetext/soumu-gov_code/file/houjinkeiei_jinzai_houshin.pdf 【国立大学法人 岡山大学次世代育成支援対策行動計画及び女性活躍推進対策行動計画】 https://okayama-u-diversity.jp/information-disclosure/action-plans/women-participation/phase-7/ 【ダイバーシティ&インクルージョンの推進について】 https://okayama-u-diversity.jp/diversity-inclusion/promotion/
補充原則3-1-1① 経営協議会の外部委員に係 る選考方針及び外部委員が 役割を果たすための運営方 法の工夫		令和3年9月、「国立大学法人岡山大学経営協議会規則(平成16年岡大規則第5号)第2条第1項第3号に規定する委員の選任に関する方針」を明文化し、公表している。企業経営関係者、教育行政関係者から各2名、地方行政関係者、大学経営関係者、マスコミ関係者から各1名と、多様な関係者に委嘱することにより、学外からの知見を反映させ、かつ法人に期待する事項を的確に把握できるようにしている。法定事項の審議のほか、その時々における本学の成果及び課題についても適時に審議事項・報告事項に加えることで、学外委員への情報提供と、その知見を本学の経営に積極的に反映させることができる機会を確保するようにしている。会議開催前に、大学経営戦略会議や学長・理事ミーティングにおいて法定事項以外の議題を精選し、その内容の精査を行うことで、審議時間の確保と審議の充実を図っている。また、会議資料は1週間前に送付することで、学外委員の準備の機会を確保している。これらに加え、例年1月中には翌年度の会議日程を周知するほか、オンライン会議システムを利用することで学外委員の出席の機会を確保している。【国立大学法人岡山大学経営協議会規則(平成16年岡大規則第5号)第2条第1項第3号に規定する委員の選任に関する方針】https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/rinen_j.html
補充原則3-3-1① 法人の長の選考基準、選考 結果、選考過程及び選考理 由		学長選考・監察会議は、「国立大学法人岡山大学学長適任者選考規則」第8条に基づく書類審査及び公開ヒアリングによる調査の結果等(同規則第4条第2項に基づき学内の意向調査を行った場合はその結果も含む)を資料として、慎重かつ必要な審議を尽くした上で主体的に選考を行っている(同規則第9条)。 また、学長選考・監察会議は、同規則第10条に基づき、学長適任者について氏名・履歴、選考結果・理由等を本学WEBサイト上に公表している。 【国立大学法人岡山大学学長適任者選考規則】 https://www.okayama- u. ac. jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG00000011.html

【国立大学法人ガバナンス・	コードの各原則	に基づく公表内容】
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び 再任を可能とする場合の上 限設定の有無		学長の任期は、長期的ビジョンを持って大学運営を行うことができるよう、学長選考・監察会議での検討を経て、4年とした上で、継続的な経営・運営体制の構築のために再任を妨げないこととしつつも、一方で、緊張感を持って大学運営を行うことも望まれるため、学長選考・監察会議による再任審査(国立大学法人岡山大学学長適任者選考規則第9条の2)を経て再任された場合でも6年を超えることができない。その旨を規則(国立大学法人岡山大学学長任期規則第2条第1項)に定めて公表している。 【国立大学法人岡山大学学長任期規則】 https://www.okayama- u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG00000010.html 【学長選考・監察会議について(学長の任期について)】 https://www.okayama- u.ac.jp/up_load_files/freetext/profile05/file/about_gakuchosenko_kaigi.pdf
原則3-3-2 法人の長の解任を申し出る ための手続き		学長選考・監察会議は、「国立大学法人岡山大学学長解任規則」に基づき、審査を経て、文部科学大臣に対して学長の解任を申し出ることができることとなっており、同規則は本学WEBサイトにおいて公表している。 【国立大学法人岡山大学学長解任規則】 https://www.okayama- u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG00000012.html
補充原則3-3-3② 法人の長の業務執行状況に 係る任期途中の評価結果		原則として、毎年度、学長選考・監察会議は、「国立大学法人岡山大学学長選考・監察会議規則」第3条の2、「国立大学法人岡山大学学長の業務執行状況の確認に関する要項」に基づき、学長業務執行状況報告書・確認表、学長業務執行状況報告プレゼンテーション資料及び学長へのヒアリング並びに監事からの意見聴取により、学長の業務執行状況を確認しており、その結果を本人に提示して助言を行うとともに、確認結果は本学WEBサイトにおいて公表している。 【学長の業務執行状況の確認について】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/gakuchosenko_kaigi.html
原則3-3-4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由		学長選考・監察会議は、「国立大学法人岡山大学学長選考・監察会議規則」第2条に基づき、経営協議会より、大学に関し広くかつ高い見識を有する外部委員5名(企業経営関係者から2名、大学経営関係者、法曹関係者、マスコミ関係者から各1名)、教育研究評議会より、学内の意見を広く聞き公平性を担保するため、社会文化科学研究科、環境生命自然科学研究科、医歯薬学総合研究科、その他研究科から各1名と、大学として中長期的展望に立った施策(ミッション・ビジョン)の継続性を担保しつつ、その施策を適切に実現できる法人の長の選考を行う必要があるため、常勤理事から1名の内部委員5名の合計10名で構成されており、本学WEBサイトにおいて公表している。 【国立大学法人岡山大学経営協議会規則】 https://www.okayama- u. ac. jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG00000007. html 【国立大学法人岡山大学教育研究評議会規則】 https://www.okayama- u. ac. jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG00000008. html 【国立大学法人岡山大学学長選考・監察会議規則】 https://www.okayama- u. ac. jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG00000009. html 【学長選考・監察会議について(委員の選考方法について)】 https://www.okayama- u. ac. jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG00000009. html 【学長選考・監察会議について(委員の選考方法について)】 https://www.okayama- u. ac. jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG00000009. html

【国立大学法人ガバナンス・	コードの各原則	に基づく公表内容】
記載事項	更新の有無	記載欄
原則3-3-5 大学総括理事を置く場合、 その検討結果に至った理由		令和3年3月、「国立大学法人岡山大学学長選考・監察会議規則」第3条第4号において、学長選考・監察会議の審議事項に、「国立大学法人法(平成15年法律第112号)第10条第4項に規定する大学総括理事を置くことに関する事項」を追加した。令和3年6月、学長選考・監察会議において、本学の現況を説明し、大学総括理事を置かないこととすることが確認された。 【国立大学法人岡山大学学長選考・監察会議規則】 https://www.okayama- u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG00000009.html
基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		本学の内部統制システムは、「国立大学法人岡山大学業務方法書」を基本とし、ISO31000、COSO内部統制フレームワーク等に準拠しつり、「国立大学大イアンスリスクのみならず、戦略リスクを含めたオールリスクに対応できるよう、以下のように構築・運用されている。(統制環境) 大学の理念・目的・目標のほか、業務、報告、コンプライアンス、資産産の等の不正使用等防止に照らし、「役職員倫理規程」、「公的研究費等の不正使用等防止に関する規と、「公的研究費等の不正使用等防止に関するが、「公的研究費等の不正使用等防止に関するが、「統制活動がこれらに適合するための環境を整備している。(統制活動) 大学の諸活動がこれらに適合するための環境を整備している。(統制活動) 大学の高活動がこれらに適合するための環境を整備している。(統制活動) 大学の音活動がこれらに適合するための環境を整備している。(統制活動) 大学の音器活動がこれらに適合するための環境を整備している。((情報および伝達) 後長等) により、大学の諸規則に則して実施される体制を整備していた学の全業務が、権限と責任を明確にされた会議体・業務執行者(学長・でいるとを登している。(情報および伝達) 後長会・経営協議会・教育研究評議会、各種委員会のほかるとともに、内部値別の表する1月までに包括的なリスク洗い出しを行い、主要リスクに対応分介の深化とともに、リスクキャバシティ、リスクアベタイト(リスク選好)による1月までに包括的なリスク洗い出しを行い、主要リスクによる分析の深化とともに、リスクキャバシティン。(モニタリング) 学長の直属の法人監査室の内部監査を定期的に実施するほか、学長は、毎結制推選をきたののよりとののの発生とののよりによる24年におけるを検証している。とよりる24年に対しているの、「全人の本に対しる公益地で多く規程などとによけるを選定ととは、内部統制規則、「「公的研究費等の不正使用等防止に関する財組」に「公的研究費等の不正使用等防止に関する財組」に「公的研究費等の不正使用等防止に関する財組」に区分けして、法人のホームページで公表している。

【国立大学法人ガバナンス・	コードの各原則	に基づく公表内容】
記載事項	更新の有無	記載欄
正軋事項	更新の有無	【国立大学法人岡山大学業務方法書】 https://www.okayama-u.ac.jp/up_load_files/soumu-pdf/gyoumu_houhousyo.pdf 【国立大学法人岡山大学内部統制規則】 https://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG00000004.html 【国立大学法人岡山大学内部統制委員会規程】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/uneikihonrinen.html 【国立大学法人岡山大学の運営基本理念】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/uneikihonrinen.html 【国立大学法人岡山大学役職員倫理規程】 https://www.okayama-u.ac.jp/up_load_files/soumu-pdf/fusei_houshin.pdf 【国立大学法人岡山大学公的研究費等の不正使用等防止だ関する規程】 https://www.okayama-u.ac.jp/up_load_files/soumu-pdf/fusei_houshin.pdf 【国立大学法人岡山大学公的研究費等の不正使用等防止に関する規程】 https://www.okayama-u.ac.jp/up_load_files/soumu-pdf/kenkyu_policy.pdf 【国立大学法人岡山大学の第28600000157.html 【岡山大学研究ポリシー】 https://www.okayama-u.ac.jp/up_load_files/soumu-pdf/kenkyu_policy.pdf 【国立大学法人岡山大学ハラスメント防止に関するガイドライン】 https://www.okayama-u.ac.jp/up_load_files/soumu-pdf/kenkyu_policy.pdf 【国立大学法人岡山大学でラスメント防止に関する方イドライン】 https://www.okayama-u.ac.jp/up_file/kenkyu_policy.pdf 【国立大学法人岡山大学でラスメント防止に関するがイドライン】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/koueki_tsuhou.html 【岡山大学における公益通報】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/koueki_tsuhou.html 【岡山大学における医療安全管理に関する内部通報】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/kenyu-fuseikoui.html 【公的研究費等の不正使用等防止に関する取組】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/kenyu-fuseikoui.html
原則4-1 法人経営、教育・研究・社 会貢献活動に係る様々な情 報をわかりやすく公表する 工夫		毎年、財務情報と非財務情報を組み合せて、ビジョンと有機的に統合(Integrated)することで、組織がどのように長期にわたり価値を創造するかを説明する年次報告書である「岡山大学統合報告書」を作成・公表している。また、法令に基づく事項については、会議情報、諸規則等を含め、本学IP (スマホ対応)の「岡山大学について」にて適時・適切に公開している。さらには、法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報について、本学IPPのNEWS&RELEASEや広報誌いちょう並木をはじめとする各種刊行物、SNS(YouTube・Facebook・X(旧Twitter)・Instagram・LinkedIn)等、多様な方法で、適時・適切に公表している。これらを通じ、様々なステークホルダーに向けて、あるべき姿を描くビジョンから、そこに向けた戦略とこれまでの実績を分かりやすく説明し、公開している。 【法令に基づく情報公開 教育に関する情報、法人に関する情報、学部・大学院の設置等に関する情報、国立大学法人岡山大学の役職員の報酬・給与等、国立大学法人岡山大学教員の代期に関する規則、研究活動に係る不正行為への対応、公的研究費等の不正使用等防止、調達関連情報、病院関連情報(病院長選考を含む。)】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/johokoukai_j.html 【会議情報 役員会、経営協議会、教育研究評議会等の構成員と議事要旨】https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/profile05.html 【会議情報 役員会、経営協議会、教育研究評議会等の構成員と議事要旨】https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/kojin_joho.html 【法人文書ファイル管理簿】https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/kojin_joho.html 【法人文書ファイル管理簿】https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/directoryfiles.html

記載事項更		記載欄
	1	【冷巨路夹】
	1	【学長選考】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/profile05.html#president 【岡山大学諸規則集】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/syokisoku.html 【統合報告書】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/annual.html 【岡山大学SNSアカウント】
	1	【岡山大学Instagram】 https://www.instagram.com/okayama_university/ 【YouTube岡山大学チャンネル】 https://www.youtube.com/user/okayamaunivpr 【岡山大学Facebook】 https://www.facebook.com/OkayamaUniversity 【岡山大学X (旧Twitter)】 https://twitter.com/okayama_uni 【岡山大学LinkedIn】 https://www.linkedin.com/school/okayamauniversity/
補充原則4-1① 更 対象に応じた適切な内容・ 方法による公表の実施状況		本学HPは、①岡山大学について、②学部・大学院・病院等、③教育・学生生活・就職、④研究・産学連携、⑤社会連携、⑥国際交流、⑦入試の7つのカテゴリーに分けてページを作成しているほか、(1)受験生の方、(2)在学生・保護者の方、(3)卒業生の方、(4)企業・研究者の方、(5)社会人・地域の方の5つのステークホルダー毎にも区分けしてページを整理し、情報の受け手に応じ適切な内容を提供している。また、本学HPは英語及び中国語のものも作成して、教育・研究に関する事項に重点を置いて情報公開をしている。各種刊行物も、幅広い層に向けた情報発信を目的とする「大学概要」(日本語版・英語版)、「統合報告書」、広報誌「いちょう並木」のほか、ターゲットを特定した各種のパンフレット等を刊行・公表している。また、SNSにおいても情報発信を行っている。
補充原則4-1② 学生が享受できた教育成果 を示す情報		教育情報として、毎年度、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、卒業認定・学位授与の方針(ディグリー・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、卒業(修了)者数、進学者数・就職者数、学部卒業生、大学院修了生及び専攻科・別科の就職(進学)状況、免許・資格と進路・就職状況、国家試験合格状況(卒業(修了)者)の情報を即にて公表している。また、教育の成果としての学生の満足度を示すものとして、卒業予定者へ行ったアンケート集計結果をIPにて公表している。この他にも学部学生については、「教養力」「語学力」「専門力」の3基幹力、「異分野」「異社会」「異文化」の3側面における成績・経験をポイント化し、その数値が一定の基準を満たした者を「高度実践人」として認定し認定証を授与する制度を設けている。さらに高度実践人の中でも語学力が特に優れている者については、「高度実践人(グローバル)」としての認定を行っている。 【岡山大学の教育情報】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/sel.html 【卒業予定者アンケート】 https://www.ipec.okayama-u.ac.jp/tp/student/gakumu-kodojissenjin.html
法人のガバナンスにかかる 法令等に基づく公表事項		■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/index.html ■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/johokoukai_j.html#22 ■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/johokoukai_j.html#23